自己評価報告書

平成 21年 5月 8日現在

研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2006-2009 課題番号:18520615

研究課題名(和文)日本統治下の台湾における自由移民としての日本人漁民の生活様式に関す

る地理学的研究

研究課題名(英文)On the Immigrant's Settlement Structure of the Fishing Villages in

the Former Japanese-Owned Taiwan

研究代表者 山口 守人(YAMAGUCHI MORITO)

熊本大学・文学部・名誉教授

研究者番号 30015581

研究分野:人文学

科研費の分科・細目:人文地理学・人文地理学

キーワード:生活様式・生活空間・日本統治下の台湾・日本人漁業移民・漁村の集落構造

1 . 研究計画の概要

(1) 本研究は、先行の「日本人農業移民」研究を踏まえ、新たに課題化されてきた日本人漁業移民の社会形成とそこで営まれていた生活様式を詳らかにするとともに、既成の民族的マイノリティーが多数の既住民とどのような連携をはかりながら、産業を、さらに社会としての漁村をことでの漁業を、さらに社会としての漁村をことでの漁業を、さらに社会としての漁村をことでの漁業を、さらに社会としての漁村をよりにしている。併せて農業移民の分析にしている。併せて農業移民の分析のなり、場間といる。

(2) 上述の研究目的達成のために、その基本 史・資料として、研究者が先ず着目したのが 先きの農業移民の分析と同様、現在も当該の 各地方政府機関等に保存されている調査4地 区(基隆市中正区和平島 < 旧社寮島 > 、宜蘭 県鎮蘇澳 < 旧北方澳・旧南方澳 > 、花蓮県花 蓮市美崙 < 旧米崙 > 、台東県成功鎮新港 < 旧 新港 >)の戸籍簿(除籍・寄留の両簿も含む) であり、地籍図付き土地台帳(家屋台帳の類 も含む)である。これらの閲覧のあと重要視 するのが、なかには在台時代に結成されたも のもあるが、主として敗戦直後の台湾引揚げ のあとに結成された親睦団体名簿や郷友会 名簿である。これらの行政文書類ならびに名 簿をもとに、調査4地区の漁村社会を集落単 位毎に素描し、各集落ごとの構成員状況から、 国内では調査対象者となった引揚者の現住 地を、台湾では当時の漁業関係者(漢人なら びに原住民)の現住地を、それぞれ訪ね、直 に面接して聴き取り調査を実施する。もし、

可能なれば、調査4地区に当時居住していた 漁業関係者だけでなく、一般居住者にも郵送 によるアンケート方式の生活様式把握調査 を実施する予定でいる。

2.研究の進捗状況

(1) 先きの農業移民の研究で、戸籍簿・土地 台帳等の行政文書類の閲覧を経験してると はいえ、御国柄、地方行政機関等の首長が交 代すると、同一機関であっても、前の成約が 尊重されることが少ない傾向にあるので、本 研究が採択された初年度の 2006 年度には前 回(2002-2004年)採択された研究でも閲覧 許可を得た花蓮県・台東県の各地政事務所 (土地台帳等所蔵・保管機関)ほか、新たに 基隆市・宜蘭県の各地政事務所、さらに基隆 市中正区・蘇澳鎮・花蓮市・成功鎮などの戸政 事務所(戸籍簿等所蔵・保管機関)をそれぞれ 訪ね、所蔵の行政文書の閲覧許可を願い出たと ころ、いずれの機関も、台北駐福岡経済文化辨 事處発行の調査協力要請書を持参いたせば、喜 んで応じるとの前回と同じ返答であった。

- (2) 帰国早々、その状況を電話で、上記の辨事處に伝えたところ、詳細な実施計画書を作成し、郵送するようにとの返答であった。その際、今後は用事がたてこむ模様であるので、遅くとも暑中休暇に入る前までに送ってくれれば、例え越年の訪台であっても、関係機関への連絡等は済ませておくし、調査協力要請書の送達も前回同様、相手機関に直送しておくとのことであった。
- (3) この間、在台の知人から、日本海上保安 庁巡視船 (第十一管区)の取締に対する反発

が、東台湾の漁民達の間で強まってきてるとの新聞報道が目立ち始めているように思うので現地調査に際しては注意するようにとの助言あり。この助言に従い、事前に私信で、訪問を予定している台湾現地の地方行政機関等へ、台北駐福岡経済文化辨事處発行の調査協力要請書の受理有無を尋ねたところなお未着であるとのことであった。

事情を問うたところ、新處長からの決済が 下りず、説得に努めているので、相当期間を要 するとの回答であった。そのような事情なれば、 研究者本人が直接、新處長のもとに出向き、説 明申し上げたいと伝えると、前以って、再度、 研究計画書を提出するようにとのことであった。 その後、指定された日時に福岡辨事處を訪ねる と、新處長は、本テーマはわが国の公共利益増 進には役に立つとは思えないので、調査協力要 請書の発行可能なテーマに変更なされては如何 かとの指導を受けた。研究者の再三再四の訪 問・説明に対し、最終的判断は福岡辨事處では いたしかねるので、財団法人交流協会を介し、 台北駐日経済文化代表處に改めて申し入れ直す ことで、交渉の舞台は福岡から東京に移った。 基本史・資料への接近が遅々として進まぬなか、 研究者は副次資料ともいえる『台湾水産雑誌』 (1916-1943.月刊誌.全334冊)に着目し、 交渉の傍ら、それら全冊の熟覧から、研究目的 への接近を模索している。

(4) 2007 年初秋から開始した行政院農業委 員会水産試験所(基隆市)・国立中央図書館 台湾分館(台北市):北海道立中央水産試験 場(余市町)・北海道大学水産学部(函館市)・ 東京大学農学部 (文京区)・東京海洋大学品 川キャンパスなどを巡って、2009年3月ま でに全冊の六分乃五を読了するとともに、同 雑誌の『目次総目録』を総頁数 267 頁規模で 作成し、本研究の中間報告書として上梓した。 加えて、過去3か年間、延べ37名の台湾在 住者からの聴取内容を精査・精選する意味あ いから、いわゆる発動機付漁船のみではある が、調査4地区の漁港に船籍を置く船主等を 分析し、明らかに棲み分けに基づく漁撈内容 等の地域的分業が確定していたことを実証 し得たが、これらは飽くまで産業としての漁 業のこと、社会としての漁村の集落構造や生 活様式の全容については、未だに十分な史・ 資料を得られずにいる。この状況を克服する 意味でも、先述の基本史・資料の閲覧許可を 求める交渉が首尾良く進展することを期待 してきた。 長きに渉ったが、 2008年9月末、 外交部ならびに内政部からの回答が台北駐 日経済文化代表處から交流協会を介してもた らされ、日本統治下の行政文書等の閲覧許可の 是非の判断は、所蔵機関を統括する地方政府の 首長に委ねるとするものであった。直ちに調査 4 地区の首長に連絡をとり、その旨を伝えたと

ころ 6 月 10 日に釣魚台列島(日本名、尖閣諸島)の沖合で発生した台湾の遊漁船と日本の海上保安庁巡視船との接触により、遊漁船が沈没して以降、現地東台湾の住民、とくに漁業関係者の対日感情が極端に悪いので、いずれの首長も住民感情を汲み取り、許可する訳には行かぬとのことであった。なかには個人情報保護の意識が近年、とみに高まってきているので、関係者の同意を得てくることを付言した首長も存在した。

3 . 現在までの達成度 遅れている

(理由)

本研究が、台湾の公共利益増進と抵触する 恐れがあると、台北駐福岡経済文化辨事處で 判断されたこと、さらに台北駐日経済文化代表 處からは個人情報保護を上回る「公共利益増進」 の事由を求められたこと、加えて、尖閣諸島の 領有権問題と同諸島沖合で発生した遊漁船沈没 事件とが絡み、反日感情がなお調査予定地の住 民に残っていることなどが主な理由である。

4. 今後の研究の推進方策

- (1) 調査 4 地区をそれぞれ管轄下におく地 方政府の各首長と、先述の基本史・資料の開 示・閲覧について引き続き話し合う。とくに 閲覧経験のある花蓮並びに台東の両県の各 首長とは粘り強く話し合い、閲覧許可が得ら れるように努める。併行して、なお未読了と なっている台湾水産雑誌の作業を完遂する。
- (2) そののち、現在もその運営が継続されている親睦団体・郷友会等の名簿を手掛りに、現在の居住地に出向き、関係者に直接、聴取調査を実施するほか、郵送アンケート調査によっても、当時の当該漁村の集落構造ならびに住民の生活様式の実態を把握する。
- (3) 漢人ならびに原住民の漁業関係者への 聴き取りは、従前通り、現地の地方政府機関 からの紹介を受けて実施して行く。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[図書](計 1件)

山口守人編(2009)『台湾水産雑誌「目次」総目録(第1号~第344号)熊本大学文学部共同印刷室